

災害に強い体制づくり

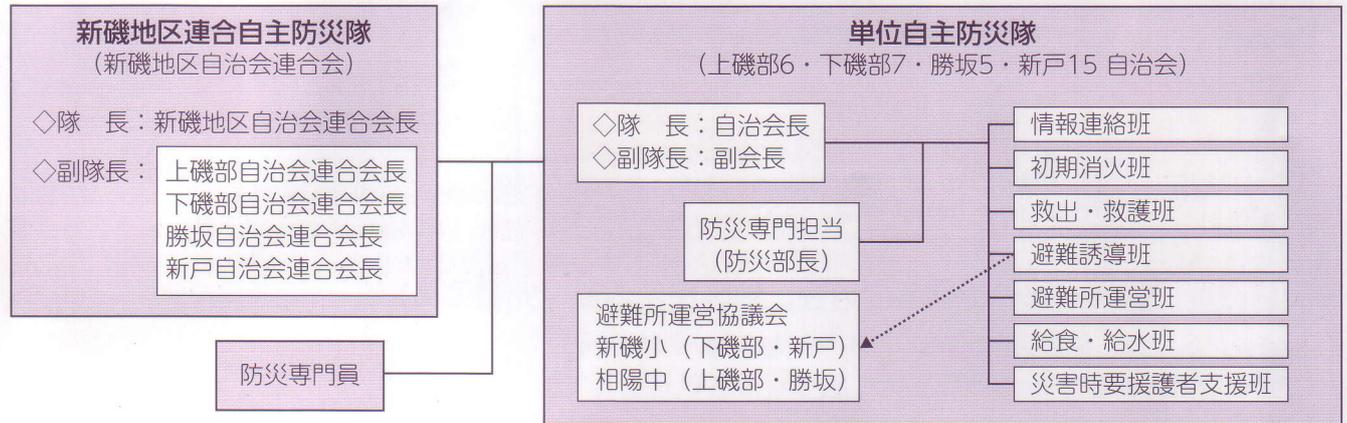
『新磯地区防災計画』では、市との連携を一層強化し、これまで取り組んできた地区の自主防災活動をさらに充実していけるよう、平常時と災害時の防災体制を次のとおり定めています。

平常時の防災体制（自主防災組織の編成）

新磯地区では、33の単位自治会がそれぞれ自主防災組織を編成し、4つの地区（上磯部・下磯部・勝坂・新戸）ごとに自治会連合会を組織しています。さらに、これらの4つの自治会連合会が合わさり、新磯地区自治会連合会（新磯地区連合自主防災隊）を組織しています。

平常時においては、こうした自主防災組織を中心に、消防団や関係団体の協力を得ながら、総合防災訓練や、4地区の個別訓練など、様々な防災活動が行われています。

■自主防災組織の体系図（新磯地区）



災害時の防災体制（地区災害対策本部の設置）

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、市の動きと連動して、次の基準により「地区災害対策本部」を設置することとしています。

■地区災害対策本部設置基準（新磯地区）

	設置基準	参集方法
地震時	<ul style="list-style-type: none"> ● 相模原市で震度5以上の地震を観測したとき ● 東海地震予知情報が発表されたとき ● 東海地震の警戒宣言が発令されたとき 	テレビ、ラジオ、防災行政無線（ひばり放送）、広報車、防災メール等により、情報を得て自主参集
風水害時	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数箇所でも局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ● 相模川や鳩川の氾濫警戒情報が発表されたとき ● 大雨特別警報・暴風特別警報・大雪特別警報などが発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> * 新磯地区連合自主防災隊長・副隊長（4地区自治会連合会長）・防災専門員が本部に参集します。

■体系図

